

◎新潟県告示第400号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称

日本建築検査協会株式会社

2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造判定部 東京都中央区日本橋三丁目13番11号	構造判定部 東京都中央区日本橋三丁目12番2号

3 変更する年月日

令和5年4月1日